

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について (一般財団法人 日本救急医療財団 心肺蘇生法委員会 指針) より

1. 基本的な考え

○胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾルを発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、**すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるもの**として対応する。

○**成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに**胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施する。

○子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。

※子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高い。

2. 救急蘇生法の具体的手順

新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への「救急蘇生法の指針2015（市民用）」における「一次救命処置」は次のとおり実施する。

○「反応を確認する」、「呼吸を確認する」

確認や観察の際に、傷病者の顔と救助者の**顔があまり近づきすぎないように**する。

○「胸骨圧迫を行う」

エアロゾルの飛散を防ぐため**胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれをかぶせるように変更**する。（マスクや衣服などでも代用できる。）

○胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ

成人に対しては、人工呼吸は実施せずに**胸骨圧迫だけを続けるように変更**する。

子どもに対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、**人工呼吸も組み合わせ**

る。その際、人工呼吸用感染防護具を使用する。

人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけを続ける。

○心肺蘇生の実施のあと

救急隊の到着後に、傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、**速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗う**。傷病者の鼻と口にかぶせたハンカチやタオルなどは、**直接触れないようにして廃棄するのが望ましい**。

※本指針は、新型コロナウイルス感染症に関する新たな知見や感染の広がり状況によって変更する場合があります。